

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の選定基準および選解任手続き要項

I. 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の資格および選任手続きならびに取締役会の構成

（選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること
4. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
5. 他の上場会社の役員の兼任は、自社を除いて3社までであること

（選任手続き）

1. 取締役（監査等委員を除く。）の選任は、当社定款第21条の定めにより株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役（監査等委員を除く。）候補者は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会へ諮問する。
2. 取締役会は、報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえ審議し、取締役（監査等委員を除く。）候補者として決定する。

（取締役会の構成に関する考え方）

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員で構成する。
2. 取締役会の効能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、当社定款第20条の定めにより取締役（監査等委員を除く。）10名以内と監査等委員5名以内を置く。
3. 取締役会は、各取締役（監査等委員を除く。）と各監査等委員の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるよう構成する。

II. 監査等委員の資格および選任手続き

（選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べことができること
4. 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しないこと

（選任手続き）

- 監査等委員の選任は、当社定款第 21 条に定めるとおり株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査等委員選任議案は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会での審議の後、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に提案する。
- 監査等委員会が上記基準に基づき選考した候補者の選任議案を株主総会に提出することを請求した場合は、取締役会にて審議のうえ、監査等委員候補者として決定される。

(構成に関する考え方)

- 監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成する。監査等委員の員数は、当社定款第 20 条の定めにより 5 名以内を置く。
- 常勤監査等委員は、当社において豊富な知識と経験を有する者から選任する。
- 監査等委員のうち最低 1 名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。

III. 社外役員の資格および選任手続き

(社外取締役（監査等委員を除く。）選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

- 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
- 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- 他の上場会社の役員の兼任について、独立性、中立性が確保され、職務に支障がないと判断されること
- 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査等委員選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

- 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
- 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しない者
- 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外役員の独立性基準)

- ① 当社における社外取締役（監査等委員を除く。）または社外監査等委員（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。
- 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
 - 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
 - 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
 - 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子

会社の監査業務を担当している者

5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
 10. 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員のうち、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。また、指定の有無にかかわらず独立性を有しないこととなった社外役員は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、当社の直近3事業年度において、年間取引総額がその連結売上高の2%を超える場合をいう。

IV. その他

（解任）

取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員（いずれも社外役員を含む）がその任期中、各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令にもとづき所定の手続きをとる。

以上

付 則

1. 本要項の改廃は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本要項は、平成27年11月30日から適用する。
3. 本要項は、平成29年6月27日から改定施行する。（報酬・指名諮問委員会の設置による変更）
4. 本要項は、平成30年4月27日から改定施行する。
5. 本要項は、令和元年5月21日から改定施行する。
6. 本要項は、令和4年6月28日から改定施行する。